

# 草津っ子サポート事業 あなたの子育てをお手伝い!



～ ヘルパーを利用できるチケットをお配りします～

1歳までのお子さんがいるご家庭に、家事・育児を支援するホームヘルパーを派遣します。市では、子育てへの負担を少しでも軽くしたいと考えています。お気軽にご利用ください。

## 対象

草津市内にお住まいで、1歳までのお子さんを養育している家庭

## 利用券の有効期限

お子さんの1歳の誕生日前日まで

## 利用できる時間

- ・月～金曜日（年末年始、祝日を除く）  
9：00～17：00
- ・お子さん1人につき6時間分の利用券を配布
- ・1日1回2時間まで  
（通院等の介助は4時間まで）

## 利用者負担金

1時間利用につき、500円

※生活保護、市民税非課税の家庭には免除制度があります。事前にこども家庭若者課に相談の上、免除申請が必要です。

**利用できるサービス** ご自宅にて、日常生活の簡単な家事・育児について援助します。  
※託児ではありません。必ず保護者が一緒の時にご利用ください。

### 家事

調理・洗濯・掃除・日用品の買い物など

※大きなものの買い物やゴミ出し、電化製品の掃除、窓ふきや大掃除、草むしりおよび屋外の清掃・整頓はできません。

※食事はアレルギーの問題から、保護者の指示により用意されたものに限りま

### 育児

食事や授乳介助・おむつ交換・沐浴介助・育児相談・きょうだいの世話・通院等の介助など

※ヘルパーが運転する車での送迎はできません。

## 利用の流れ

### 1 利用券を受け取る

児童手当の手続きのときに、こども家庭若者課の窓口でお渡しします。  
※児童手当受給者が公務員の場合は、郵送します。（申し込み不要）

### 2 電話で申し込む

利用希望日のおおむね10日前までに、裏面の「派遣事業者一覧表」から事業者を選び、直接事業所へ電話で申し込む。

※お急ぎの場合は、一度ご相談ください。

※ヘルパー派遣事業者の混み具合により、ご希望の日時や内容に対応できない場合があります。



#### 利用申込受付時間

月～金曜日（年末年始、祝日を除く）10：00～17：00

#### 予約の変更について

利用日の前々営業日の午後5時まで受け付けます。それ以降のキャンセルは利用があったこととみなし、利用券をいただきます。（利用者負担金は発生しません）



草津っ子サポート事業 派遣事業者一覧表 令和8年4月1日現在（令和9年3月31日まで有効）

※事業所一覧は随時更新します。最新情報はホームページをご確認ください。

事業所名（届出順）	所在地	電話番号	事業所から
1 ディフェンス	草津三丁目	077-566-7209	日頃は障害のある方の地域生活を支援し、誰もがその人らしく生きられる社会を目指しています。こども達がすくすくと成長できるよう支援できればと活動しています。
2 オフィス豆の木	大路一丁目	077-567-2115	託児・介護事業からはじまったオフィス豆の木は、女性の視点を大切にしながら日々の生活がよりよくなるお手伝いを20年以上続けております。お困りの事があれば何でもご相談下さいませ。
3 ムラセ介護サービス	野路一丁目	077-566-7866	家事・育児の経験を活かし、心のこもったサービスを提供いたします。
4 みんなの家	東草津一丁目	070-4101-1166	子育て経験のあるスタッフがお手伝いさせていただきます。お母さんに寄り添う支援に務めています。ミナクサ☆ひろば、くれよんの運営にも携わらせてもらっています。

3 ヘルパー派遣

ヘルパーが自宅を訪問したら、利用券を手渡し、サービス内容を確認する。

4 お支払い

支援終了後、ヘルパーが提示する報告書の内容を確認の上、サインし、利用者負担金を支払う。

問合せ先

草津市こども家庭若者課(さわやか保健センター2階)

電話 077(561)2364 FAX 077(561)6780

E-mail : [kodomo@city.kusatsu.lg.jp](mailto:kodomo@city.kusatsu.lg.jp)

受付時間 月～金曜日(年末年始、祝日を除く) 9:00～16:45

草津っ子  
サポート事業の  
詳細はこちらを  
ご覧ください。

